

みんなが尼崎城主寄附募集

みんなが尼崎城主寄附金申込書

令和 年 月 日

1. 寄附金額

1万円以上・10万円以上の各コース
(個人・法人・団体等どなたでも寄附できます。)

2. 寄附金額に対する特典

寄附金	特典
1万円以上	・城郭画家 萩原一青氏が描いた尼崎城が印刷された城主証の発行。 ・尼崎城天守1階デジタル芳名板にお名前を掲出。(小)
10万円以上	・城郭画家 萩原一青氏が描いた尼崎城が印刷された城主証の発行。 ・尼崎城天守1階デジタル芳名板にお名前を掲出。(大)

※デジタル芳名板への掲出は四半期ごとの更新になるため、寄附金納入後、お名前の掲出まで最長3か月程度の時間を要する場合がございます。

※デジタル芳名板へのお名前の掲出は、原則寄附申込者様のお名前とさせていただきます。

ただし、①公の秩序または善良の風俗に反するもの、②政治性、宗教性のあるもの、③その他、掲示することが適切でないと尼崎市長が認めたもの、のいずれかに該当するものは、掲出をお断りさせていただきます。

3. 寄附の方法

「市役所本庁中館7階経済観光振興課」(平日9時～17時)もしくは「尼崎城天守1階受付カウンター(9時～17時 月曜日休城)」にて受付をいたしますので、尼崎城寄附申込書に氏名・住所等の必要事項をご記入いただき、窓口にご提出ください。納付書を作成しお渡しさせていただきます(尼崎城でお申し込んでいただいた場合は、後日納付書を郵送させていただきます)ので、指定金融機関(郵便局は除く)にて寄附金を納付ください。

4. 寄附に対する税制上の優遇について

本寄附制度につきましては、「ふるさと寄附金制度」が適用されるため、個人の方で年間2,000円を超える寄附の場合は、寄附金額に応じて所得税・住民税から一定額が控除される場合がございます。控除を受けるためには、納税者名義での寄附の申し込みと確定申告を行っていただく必要があります。

※個人以外の法人や団体等が寄附された場合は、寄附金額の全額を損金算入することができます。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度について

これまででは、ふるさと納税後に確定申告をしなければ控除となりませんでしたが「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、①「確定申告の義務がない」②「寄附金控除以外に確定申告の必要がない」③「寄附先が5団体以下」の全てに該当する方に限り確定申告が省略可能となりました。

本件に関するお問い合わせ先：尼崎市 経済環境局 経済部 商業観光課

電話 06-6430-9750

尼崎市長 宛

私は本寄附制度の趣意に賛同し、下記の通り寄附を申し込みいたします。

寄 附 金 額	円
フリガナ	
お 名 前 (法人もしくは団体の場合は、そのお名前)	
ご 住 所	〒 -
電話番号	() -
E-mail	@
デジタル芳名板への掲出	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない (どちらかにチェックを入れてください)
デジタル芳名板に掲出するお名前 (掲出名が申込書のお名前と同じ場合、または掲出を希望されない方は、ご記入は不要です)	
メールマガジンの送付	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない (どちらかにチェックを入れてください)
備考 (法人・団体様の場合、ご担当者様名・連絡先等)	
ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用	<input type="checkbox"/> 適用 (適用を希望される方はチェックを入れてください)
寄付金の入金方法	<input type="checkbox"/> 納付書払 <input type="checkbox"/> 市への持参 <input type="checkbox"/> 現金書留※1 <input type="checkbox"/> 口座振込※1、2 ※1 現金書留、口座振込は別途手数料が必要です。 ※2 口座番号は別途お伝えいたします。

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本寄附制度運営に係る事項のみに使用いたします。

所管課	寄付金収入日
記入欄	令和 年 月 日